

社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会

苦情解決に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第82条に基づき、社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会（以下「本会」という）が実施する社会福祉事業等に関する利用者からの苦情に対し、適切な解決に努めることにより、利用者の権利を擁護するとともに、本会の信頼や適正の確保を図ることを目的に定めるものとする。

(苦情解決責任者)

第2条 苦情解決の責任主体を明確にするため、苦情解決責任者を置き、会長が任命する。

(苦情受付担当者)

第3条 利用者が苦情の申し出をしやすい環境に整えるため、苦情受付担当者を置き、職員の中から会長が任命する。

(苦情受付担当者の職務)

第4条 苦情受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からの苦情の受付
 - (2) 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
 - (3) 苦情内容及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告
- (第三者委員の設置)

第5条 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、2名以上の第三者委員を設置する。また、第三者委員は、公平性・中立性を確保できる者の中から、理事会の承認を得、会長が委嘱する。

(第三者委員の任期)

第6条 第三者委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第三者委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第三者委員の職務)

第7条 第三者委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 苦情受付担当者からの苦情内容の報告聴取
 - (2) 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出者への通知
 - (3) 利用者からの苦情の直接受付
 - (4) 苦情申出者への助言
 - (5) 本会への助言
 - (6) 苦情申出者と苦情解決責任者との話し合いへの立会い、助言
 - (7) 苦情解決責任者からの苦情にかかる事案の改善状況等の報告聴取
 - (8) 日常的な状況把握と意見傾聴
- (第三者委員への報酬)

第8条 第三者委員への報酬は、中立性の確保のため支弁しない。ただし、別表により費用を弁償することができる。

(利用者への周知)

第9条 苦情解決責任者は、利用者に対して苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知を図る。

(苦情の受付)

第10条 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。

2 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出者に確認する。

- (1) 苦情の内容
- (2) 苦情申出者の要望等
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

3 前項第三号及び第四号が不要な場合は、苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(苦情受付の報告・確認)

第11条 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出者が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。

2 投書等、匿名の苦情についても第三者委員に報告し、必要な対応を行う。

3 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出者に対し報告を受けた旨を通知する。

(苦情解決に向けての話し合い)

第12条 苦情解決責任者は、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出者、又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。

2 第三者委員の立会いによる苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いは、次のとおりとする。

(1) 第三者委員による苦情内容の確認

(2) 第三者委員による解決案の調整、助言

(3) 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

3 苦情解決に向けての話し合いが不調となった場合、若しくは本会において解決することが適当でないと認められる場合、苦情解決責任者は苦情申出者に対し、大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会を紹介することができる。

(苦情解決結果の記録・報告)

第13条 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について、書面に記録する。

2 苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。

3 苦情解決責任者は、苦情申出者に改善を約束した事項について、苦情申出者及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。

(解決結果の公表)

第14条 本会が実施する事業及びサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、事業報告書等に記載し、公表する。

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

費用弁償の額	日額 3,000円
--------	-----------